



三重の労働



LABOR OF MIE PREFECTURE VOL.299 2026年2・3月号

CONTENTS

1. 三重県からのお知らせ

- ① 2月24日オンライン(Zoom)開催「障がい者雇用準備セミナー」のご案内
- ② 3月12日開催「働くエンゲージメント向上オンラインフォーラム」のご案内
- ③ 「令和8年三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金（第1期）」募集のご案内
- ④ 2月13日オンライン(Zoom)開催「外国人雇用セミナー&個別相談会」のご案内

2. 三重県労働委員会からのお知らせ

- ① 労使間のトラブルでお悩みの方 三重県労働委員会が解決のお手伝いをします

3. 三重労働局からのお知らせ

- ① 女性活躍推進法が改正されました（令和8年4月1日施行）！
- ② 2月14日開催「おしごとアドベンチャー！」のご案内

4. 三重産業保健総合支援センターからのお知らせ

- ① 三重産業保健総合支援センターからのお知らせ

迫る！法定雇用率2.7%時代。
企業が今すべき対応をご紹介します！

障がい者雇用準備 セミナー

オンライン
(Zoom)
開催

令和8年7月より法定雇用率が2.7%に引き上げられます。三重労働局等から障がい者雇用制度の改正や助成金等についてご紹介します。

令和8年

日時

2月24日(火)
13:30~15:30

参加
方法

オンライン
Zoomウェビナーで開催

申込

二次元バーコードもしくは
裏面の参加申込書から、
お申込みください。

申込期限:2月18日(水)
参加無料



こんな方におすすめ

- ・最新の障がい者雇用制度について知りたい方
- ・障がい者雇用に関して、どんな助成金があるのか知りたい方
- ・視覚障がい者の雇用課題や事例について知りたい方



第1部 障がい者雇用制度の概要と納付金・助成金

- ・障がい者雇用の県内状況と障害者雇用促進法（三重労働局）
- ・障害者雇用納付金と助成金 ((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構三重支部)

第2部 障がい者の採用に向けた取組

- ・障がい者のための企業説明会 (Man to Man Animo 株式会社)

第3部 視覚障がい者雇用の課題を乗り越えるために

—支援事例から考える企業の役割—

(認定NPO法人視覚障害者の就労を支援する会 (タートル))

●共催 三重県、三重労働局、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構三重支部

●お問い合わせ 三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課 電話 059-224-2510

障害者の法定雇用率引上げについて

- POINT1 令和6年4月から障害者の法定雇用率が2.5%に引き上げされました。
- POINT2 令和7年4月から、除外率が各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられました。
- POINT3 令和8年7月から障害者の法定雇用率が2.7%に引き上げられます。
- 詳細は三重労働局HPをご確認ください→ 

障害者雇用納付金制度と助成金

障害者雇用納付金制度は、事業主間の経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るために「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です。

常用労働者の総数が100人を超える事業主において障害者法定雇用率未達成の事業主に納付金を納めていただき、その納付金を財源として障害者雇用調整金、報奨金等の支給金及び各種助成金を支給しています。

障がい者のための企業説明会

県では、令和7年9月、10月に障がい者のための企業説明会を県内3か所（四日市、津、伊勢）で実施し、162名が参加しました。今回のセミナーでは、企業説明会の様子や効果などをご紹介します。

企業説明会は、令和8年度も開催を予定していますので、ぜひ参加をご検討ください。



お申込みからの流れ

令和8年2月19日（木）の10:00～12:00にオンライン参加のための事前接続テストを行いますので、インターネットの接続環境が不安な方はご参加ください。

①お手持ちのパソコンやスマートフォンから、二次元バーコードやURLを利用し項目を入力、または下記の事項を記入してFaxしてください。

<https://logoform.jp/form/8vMX/1338495>



②受付メールが三重県から届きます。オンライン参加のZoomウェビナーアドレス、ID（事前接続用、本番用）が記載されています。



③当日はZoomウェビナーURLまたはIDよりアクセスし、PC等からご参加ください。



申込
受付

FAX 059-224-3024

三重県 雇用経済部
障がい者雇用・就労促進課障がい者雇用班 あて

会社（団体）名	
お名前	
電話番号	
メールアドレス	

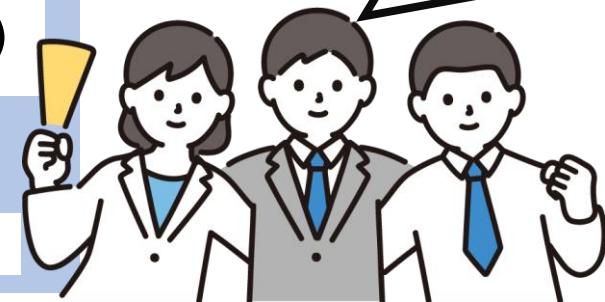
働くエンゲージメント向上 オンラインフォーラム

学生ゲストと考える！

令和8年3月12日(木)

13時30分～15時30分

オンライン(Zoom) 定員：200名



だれもが働き続けたくなる職場づくりを広げるため、県内企業で行われている幅広い働き方改革の取組を知り、そこから生まれる「ワークエンゲージメント(仕事のやりがい)」や「従業員エンゲージメント(会社への信頼・貢献意欲)」について学生とともに考えます。企業、商工団体、学生・求職者、企業支援・就職支援をしている方など、さまざまな方のご参加をお待ちしています！

プログラム

第1部：企業の取組事例

令和7年度「みえの働き方改革推進企業」の表彰を受けた6社のうち4社から、取組のポイントをご紹介します

第2部：ミニ講義「働き方改革とエンゲージメントについて」

働き方改革の取組とエンゲージメントの関係について、社会保険労務士が分かりやすく解説します

第3部：トークセッション「若い世代にとってのエンゲージメントとは」

第1部で紹介のあった取組について、学生トークゲストを交えたトークセッションを行います

▶令和7年度「みえの働き方改革推進企業」 表彰企業の皆様

- ・【ベストプラクティス賞】株式会社ミツイバウ・マテリアル(松阪市)
- ・【奨励賞】名張近鉄ガス株式会社(名張市)
- ・【ジェンダーギヤップ解消取組賞】株式会社サンエイ工務店※(四日市市)
- ・【若者が働きやすい職場賞】河村産業株式会社(四日市市)



▶三重県出身または三重県在住の大学生 若干名

▶三重働き方改革推進支援センター 社会保険労務士 橋本 堅 氏



※ 3/1 株式会社ソルバ に社名変更予定

お申し込み 【申込期限：3月10日(火)】

右記の2次元コードからフォームにてお申し込みください、メールに下記の必要事項を明記し、「申込先」のメールアドレスへお送りください。

件名は、「【申込】(3/12)オンラインフォーラム」として下さい。

①参加者名 ②参加者区分(事業者/商工団体/学生・求職者/その他)

③所属 ④メールアドレス(参加用URL等の送信先) ⑤電話番号

申込先 mie.c.workstylereform@gmail.com (三重働き方改革推進支援センター)

申込フォーム

FAXをご利用
の方は裏面へ



共催：三重働き方改革推進支援センター(厚生労働省)、三重県

問い合わせ先：三重県雇用経済部 雇用対策課 電話：059-224-2454 メール：koyou@pref.mie.lg.jp

働くエンゲージメント向上オンラインフォーラム申込

(令和8年3月12日(木) 13:30~15:30 オンライン)

申込用紙

申込期限
3/10(火)

FAX: 059-253-2453

メール: mie.c.workstylereforme@gmail.com

(申込先: 厚生労働省「三重働き方改革推進センター」)

1	お名前 (フリガナ) *必須	区分(□をつけてください) *必須	ご連絡先 *どちらも必須
	()	<input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 商工団体	メール:
		<input type="checkbox"/> 学生・求職者 <input type="checkbox"/> その他	電話:
	ご所属名	区分で「その他」を選ばれた場合、その内容	
2	お名前 (フリガナ) *必須	区分(□をつけてください) *必須	ご連絡先 *どちらも必須
	()	<input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 商工団体	メール:
		<input type="checkbox"/> 学生・求職者 <input type="checkbox"/> その他	電話:
	ご所属名	区分で「その他」を選ばれた場合、その内容	
3	お名前 (フリガナ) *必須	区分(□をつけてください) *必須	ご連絡先 *どちらも必須
	()	<input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 商工団体	メール:
		<input type="checkbox"/> 学生・求職者 <input type="checkbox"/> その他	電話:
	ご所属名	区分で「その他」を選ばれた場合、その内容	

ご記入いただいた個人情報は、本事業の利用目的のみに使用し、第三者に提供することはございません。

●「みえの働き方改革推進企業」とは?

働き方を見直し、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業等を登録し、また、特に優れた取組を表彰することで、取組を県内に広めるとともに、地域社会全体での「ワーク・ライフ・バランス」、「働き方改革」の取組推進につなげています。

登録による様々なメリットもありますので企業の皆様は取組を進め、ご登録ください!

制度概要、
登録企業等
のご紹介▼



制度担当:三重県雇用経済部 雇用対策課 働き方改革・人材育成班

TEL: 059-224-2454 メール: koyou@pref.mie.lg.jp



令和8年三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金（第1期）募集のご案内

※申請に当たっては、必ず各コースの【公募案内】を確認してください！

令和8年5月中旬に第2期の公募を行う予定です。

（補助事業実施期間は交付決定日から令和8年12月末までを予定）

1. 事業目的

従業員の賃金引上げ等につながるよう、エネルギー価格等高騰の影響を受けている中小企業・小規模企業等が、エネルギー価格等高騰の影響を緩和するために生産性向上や業態転換を行い、もって意欲的な経営向上等をめざす取組を支援することを目的とします。

2. 公募期間

令和8年1月13日（火）～令和8年2月27日（金）※消印有効

3. 補助内容

三重県内に主たる事務所または事業所を有する中小企業・小規模企業等（三重県版経営向上計画の認定申請を行うことができる者）で、エネルギー価格等高騰の影響を緩和する生産性向上や業態転換に取り組む者、また生産性向上や業態転換に取り組み従業員の賃金引上げ等につなげようとする者に対し補助を行います。

下記の2コースからいずれかを選択し、申請してください（重複申請はできません）。

また、令和7年に実施した三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金（第1期及び第2期）の採択者は申請できません。

	賃上げコース	一般コース								
申請要件	常時使用する従業員の賃金を引上げようとする中小企業・小規模企業等	小規模企業等								
補助率	補助対象経費の1/2以内	補助対象経費の1/2以内								
補助限度額	上限200万円 下限50万円	上限100万円 下限30万円								
補助対象期間	交付決定日（令和8年4月中旬（予定））～令和8年9月14日（月）									
留意事項	※賃金引上げ対象の「従業員」とは、「常時使用する従業員」で、日雇労働者及び他の労働者と比較して労働日数や労働時間が短いパートタイム労働者等は含まれません。また、労働を目的として雇用しない外国人技能実習生等も含まれません。	<p>※小規模企業等の定義</p> <table><thead><tr><th>業種区分</th><th>従業員数</th></tr></thead><tbody><tr><td>商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業を除く)</td><td>5人以下</td></tr><tr><td>サービス業のうち 宿泊業・娯楽業</td><td>20人以下</td></tr><tr><td>製造業その他</td><td>20人以下</td></tr></tbody></table> <p>※「商業」とは、卸売業・小売業を指します。</p> <p>※小規模企業等である旨の申出書の提出が必要です。</p>	業種区分	従業員数	商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業を除く)	5人以下	サービス業のうち 宿泊業・娯楽業	20人以下	製造業その他	20人以下
業種区分	従業員数									
商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業を除く)	5人以下									
サービス業のうち 宿泊業・娯楽業	20人以下									
製造業その他	20人以下									

詳しくは各コースの
『公募案内』1ページで
ご確認ください。

4. 補助対象となる事業

エネルギー価格等高騰の影響を緩和し、生産性向上や業態転換を図るために実施する以下の取組

- (1)省エネルギー機器や完全事業消費用再生可能エネルギー装置の導入による生産性向上
- (2)省力化・作業効率化・生産能力増強等のための設備導入やDXの導入による生産性向上
- (3)サプライチェーンの強靭化のための部素材の内製化、製造工程の見直し等の事業再構築
- (4)需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築
- (5)新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ等による事業再構築
- (6)新たな需要が見込めるブランド力強化や新たな顧客層の掘り起こしにつなげる販路開拓
- (7)その他エネルギー価格等の高騰に対応するための取組

5. 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、「4.補助対象となる事業」に要する広報費、展示会等出展費、借料、機械装置等費、外注費 など。※詳しくは、『公募案内』2ページ「5 補助対象経費等」をご確認ください。

6. 申請書類

申請時において提出が必要な書類等の詳細は『公募案内』にてご確認ください。選択したコースにより提出内容が異なります。また提出書類に不足や不備がある場合は、審査の対象とならない場合があります。申請手続きに当たっては、必ず「Q&A」及び「交付申請書記載例」を確認し、各様式の記載漏れ、記載誤り並びに提出書類の添付漏れがないことを十分確認してください。

7. 審査方法・基準・結果通知

対象者、対象事業、対象経費、申請書類等の要件審査に加え、事業内容、賃金引上げの計画及び地域社会貢献内容について、次の基準に基づき審査を実施し、申請者全員に郵送にて審査結果を通知します。

審査基準

- ①必 要 性：エネルギー価格等高騰に対応した取組であるか。
- ②目 的 性：エネルギー価格等高騰の影響緩和を意識して意欲的に経営の向上に取り組む事業計画であるか。また地域社会に貢献する事業計画であるか。
- ③実現可能性：事業計画は、具体的で実現可能性が高いものとなっているか。
- ④有 効 性：事業計画は、エネルギー価格等高騰の影響緩和に対して効果が期待されるものか。
- ⑤合 理 性：事業実施に必要かつ適切な事業積算となっているか。
- ⑥賃金引上げ：従業員の賃金引上げの計画は、事業実施の効果として適切かつ効果的な内容となっているか。また、その内容は実現可能なものか。（「賃上げコース」のみ）

※次の申請者については審査に際し加点措置を行います。

- ①「三重県版経営向上計画認定申請区分」を「ステップ3」とし、必要書類を提出した事業者
- ②申請締切日時点で有効な「事業継続力強化計画」を取得している事業者
- ③令和4年度以降に三重県が実施した「エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金」等の採択を受けていない事業者

8. 本補助金交付の決定を受けた者の義務

第1号様式の2に記載した事業計画に基づいて、第1号様式「4 三重県版経営向上計画認定申請区分」において選んだステップ区分により、「三重県版経営向上計画」ステップ2又はステップ3を作成のうえ、必ず令和8年5月末までに公益財団法人三重県産業支援センターに提出し、令和8年度内に三重県の認定を受けてください。

※詳しくは、『公募案内』の6ページ「7 留意事項」をご確認ください。

9. 申請書提出先・問合せ先

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階

公益財団法人三重県産業支援センター 経営支援課 生産性向上補助金 係

電話：059-253-1281 平日午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く）

必ず郵送にて
ご提出ください。

外国人雇用セミナー & 個別相談会

県内企業における外国人材の確保・育成を目的に、外国人材の採用・活躍ノウハウの提供、労働関係法令等に関するセミナー、および個別相談会を開催し、外国人材の受入・定着に必要な環境整備を支援します。

外国人雇用セミナー

オンライン

無料

「外国人雇用の最新情報と定着・戦力化への取組み」について分かり易く解説します

第1回	7月10日（木）	【在留資格・国籍別】はじめての外国人採用のポイント ～外国人受入のための支援団体の選定や受入費用など～
第2回	9月19日（金）	外国人労働者の労務管理 ～社会保険、税務、出入国管理、職場定着のポイント～
第3回	10月24日（金）	外国人留学生の新卒採用と中途（既卒者）採用 ～専門学校、大学、大学院卒を中心～
第4回	12月5日（金）	【法改正】特定技能外国人の「職種別」受け入れ方法 ～建設業、製造業、介護、農林水産業など～
第5回	R8年2月13日（金）	【新制度】「育成就労」の概要と注意点 ～技能実習廃止前に行なっておきたい体制整備～

個別相談会

オンライン

無料

外国人雇用に関する人事担当者の悩みや困りごとをお聞きし、プロが助言します

開催日時：上記セミナー終了後 15:30～17:00

相談時間：1社あたり30分、各回3社以内 【予約優先】



【講師・相談員 紹介】

ブリック労働法務事務所 代表 橋本 裕介 氏
特定社会保険労務士・特定行政書士



一般社団法人国際労働法務協会（特定技能外国人登録支援機関） 代表理事

梅花女子大学 大手前短期大学 非常勤講師

大手金融機関、厚生労働省、日本年金機構本部 勤務を経て現職

企業や自治体への講演・研修講師のほか外国人労働者雇用の労務管理や出入国管理手続き等を幅広く手掛ける

著書：「外国人雇用書式・手続きマニュアル」（2020年 日本法令）

【主催】公益財団法人三重県産業支援センター、三重県

【後援】三重県商工会議所連合会、三重県商工会連合会、三重県中小企業団体中央会

【お問合せ】三重県産業支援センター（担当：西）TEL:059-253-1260 E-mail:chipro-gaikoku@miesc.or.jp

外国人雇用セミナー & 個別相談会 参加申込書

企業名			
住所	〒		
参加申込者	所属		役職
連絡先	E-mail		
	TEL		

外国人雇用セミナー		各回13:30~15:20		全てオンライン開催 (Zoomウェビナー)
参加希望セミナー 希望する全てに ○を付けて下さい	第1回	7月10日 (木)	【在留資格・国籍別】 はじめての外国人採用のポイント	
	第2回	9月19日 (金)	外国人労働者の労務管理	
	第3回	10月24日 (金)	外国人留学生の新卒採用と中途（既卒者）採用	
	第4回	12月5日 (金)	【法改正】 特定技能外国人の「職種別」受け入れ方法	
	第5回	R8年2月13日 (金)	【新制度】「育成就労」の概要と注意点	

個別相談会		各回15:30~17:00		全てオンライン開催 (Zoomミーティング)
相談希望日に ○を付けて下さい	第1回	7月10日 (木)	■ 1社あたり30分、各回3社以内【予約優先】 時間帯は15:30~17:00の間で別途調整 ■ 希望者が多数の場合は先着順とし、 相談日を別途調整させて頂きます。 ■ 希望者には相談内容を記入した「相談シート」を 事前に提出頂きます。（様式はHP参照）	
	第2回	9月19日 (金)		
	第3回	10月24日 (金)		
	第4回	12月5日 (金)		
	第5回	R8年2月13日 (金)		

申込方法	E-mail の場合	下記URLから参加申込書(Excel)をダウンロード、必要事項を入力し、右記メールアドレスに送信してください。 https://www.miesc.or.jp/support/content/s/1263/	chipro-gaikoku@miesc.or.jp
	FAX の場合	この【参加申込書】に必要事項を記入して、右記宛にFAXください。	FAX:059-253-1262
申込期限	セミナー	各セミナー開催日の2日前まで	
	個別相談会	各相談日の3日前まで	
申込 お問合せ	公益財団法人三重県産業支援センター 雇用プロジェクト推進課 地域活性化雇用創造プロジェクト 担当：西 TEL：059-253-1260 FAX：059-253-1262 E-mail：chipro-gaikoku@miesc.or.jp		

※ セミナーおよび相談会 参加用Zoom URLは、記入頂いたメールアドレスに、各々前日までにお送りいたします。



労働組合と使用者の間の 労使トラブルの解決に、 労働委員会の **あっせん制度**を ご利用ください！

無料
・
非公開



会社に団体交渉を
求めて応じて
もらえない。

過半数代表者を
めぐる紛争が
生じている。

例えば…

雇い止めやパワハラ被害といった
個別事案について
団体交渉を行っているが、
平行線で話が進まない。

賃金について、
労使間の交渉が
うまくいかない。



労働組合から団体交渉を
求められたが、労働法の知識がなく、
応じるべきかわからない。



まずは
ご相談ください。

三重県労働委員会事務局

☎059-224-3033 ✉roui@pref.mie.lg.jp

労働
委員会
とは

労働委員会は、労使間のトラブルを解決
するために、法律によって各都道府県に
設けられた行政機関です。
労使双方の歩み寄りによる解決を促す
「あっせん」などを行っています。



労働委員会のあっせん制度

●労使双方から話を伺い、双方が
納得できる解決案を示すなど、
トラブル解決にむけて、**サポート**
します。

●「あっせん」は、労働組合、
使用者のどちらからでも
申請できます。

●「あっせん」申請を行っても、
必ずしも解決策に合意しな
ければならないものではあり
ません。

労働委員会のあっせんの特徴

三者構成

労働問題について専門知識や経験の豊富な3つの立場の委員があっせんを行います。

公益委員(弁護士、法学者など)は

公正・中立な立場で、

労働者委員(労働組合の役員など)は

労働組合の主張を伺って、

使用者委員(会社の経営者など)は

使用者側の主張を伺って、

親身になって労使の合意形成をサポートします。



無料

ご利用は**無料**です。

秘密厳守

非公開で行い、内容が外部に漏れることはありません。

簡易

弁護士に対応を依頼したり、主張書面を作成したりする必要はありません。

複数回の開催

3回程度(目安)の期日で、迅速な解決をめざします。

自主的な解決の支援

より良い労使関係の構築にむけて、双方が納得できるよう丁寧に支援します。



個別的労働紛争の解決のお手伝いもしています。

三重県労働委員会では、労働組合と使用者との紛争だけでなく、個々の労働者と使用者との紛争のあっせんも行っています。

ご相談は

三重県労働相談室
(☎059-213-8290)へ



お問い合わせ先

三重県 労働委員会事務局

☎ 059-224-3033

✉ roui@pref.mie.lg.jp

〒514-0004 津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎5階



あっせん制度について
動画でも紹介しています

三重県労働委員会
ホームページ



女性活躍推進法が改正されました！

男女間賃金差異と女性管理職比率の公表義務が拡大

女性の健康上の特性への配慮も盛り込まれました

女性の職業生活における活躍に関する取組の推進等を図るため、10年の期限延長や情報公表の必須項目の拡大を含めた女性活躍推進法等を改正する法律が成立し（令和7年6月11日公布）、また、女性活躍推進法に基づく省令・指針を改正しました（同年12月23日公布・告示）。

事業主の皆さまは、女性活躍推進法に基づく情報公表や一般事業主行動計画の策定に際し、改正法や改正省令・指針に沿った取組が行われるよう準備を進めてください。

情報公表の必須項目の拡大

義務

- これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けます。（従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。）

企業等規模	改正前	改正後
<u>301人以上</u>	<u>男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表</u>	<u>男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表</u>
<u>101人～300人</u>	<u>1項目以上を公表</u>	<u>男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表</u>

情報公表の範囲そのものが、女性活躍に対する姿勢を表すものとして求職者の企業選択の要素となることにご留意いただき、必須項目数以上の項目について積極的な公表をご検討ください。

従業員数301人以上の企業は・・

従業員数が301人以上の企業に、以下の4項目以上の情報公表を義務付けます。

- 男女間賃金差異**（令和4年7月8日から義務付けられています）
- 女性管理職比率**（令和8年4月1日から新たに義務付け）
- 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供**に関する実績
(下の左の表の7項目から1項目以上を選択して公表)
- 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備**に関する実績
(下の右の表の7項目から1項目以上を選択して公表)

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」
以下の7項目から1項目以上を選択
<ul style="list-style-type: none"> 採用した労働者に占める女性労働者の割合 男女別の採用における競争倍率 労働者に占める女性労働者の割合 係長級にある者に占める女性労働者の割合 役員に占める女性の割合 男女別の職種又は雇用形態の転換実績 男女別の再雇用又は中途採用の実績

「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」
<ul style="list-style-type: none"> 男女の平均継続勤務年数の差異 10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 男女別の育児休業取得率 労働者の一月当たりの平均残業時間 雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間 有給休暇取得率 雇用管理区分ごとの有給休暇取得率



従業員数101～300人の企業は・・

従業員数が101～300人の企業に、以下の3項目以上の情報公表を義務付けます。

- 男女間賃金差異（令和8年4月1日から新たに義務付け）
- 女性管理職比率（令和8年4月1日から新たに義務付け）
- 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績、または職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
(前ページの2つの表の14項目のうち1項目以上を選択して公表)

Q 具体的にはいつの期間の数値をいつまでに公表する必要があるのか。

A 初回の「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表は、改正法の施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表する必要があります。

例えば 令和8年4月末に事業年度が終了する企業 ⇒ おおむね令和8年7月末までに公表

令和8年12月末に事業年度が終了する企業 ⇒ おおむね令和9年3月末までに公表

令和9年3月末に事業年度が終了する企業 ⇒ おおむね令和9年6月末までに公表

その後もおおむね1年に1回以上、最新の数値を公表する必要があります。

※ なお、女性管理職比率について、公表時点得ることができる最新のものとする必要があります。具体的には、公表を行う事業年度の前事業年度時点の情報である必要がありますが、最新のものであれば、公表を行う事業年度の前事業年度のいずれの時点の情報であっても差し支えありません。

男女間賃金差異の情報公表のイメージ

☆ 「男女間賃金差異」は、男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合（パーセント）で示します。

☆ 「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表が必要です。

【「男女間賃金差異」の情報公表のイメージ】

男女間賃金差異	
全労働者	XX.X%
正社員	YY.Y%
パート・有期社員	ZZ.Z%

（付記事項（例））

- ・対象期間：●●事業年度（●年●月●日～●年●月●日）
- ・正社員：社外への出向者を除く。
- ・パート・有期社員：契約社員、アルバイト、パートが該当。
- ・賃金：通勤手当等を除く。

※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示。

※計算の前提とした重要事項を付記（対象期間、対象労働者の範囲、「賃金」の範囲等）

「女性管理職比率」の算出でいう「管理職」とは

☆管理職とは、「課長級」と「課長級より上位の役職（役員を除く）」の合計です。

☆「課長級」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ①事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が二係以上からなり、若しくは、その構成員が10人以上（課長を含む。）のものの長
 - ②同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者（ただし、一番下の職階ではないこと。）
- ※ 一般的に「課長代理」や「課長補佐」については、「課長級」に該当しません。

Q 男女間賃金差異や女性管理職比率の情報公表の方法は。

A 公表の場は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」が最も適切です。是非ご活用ください。

URL : <http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

なお、自社のホームページへの掲載等でもさしつかえありません。



＜『説明欄』を有効活用しましょう！＞

- 「男女間賃金差異」や「女性管理職比率」の指標の大小それ自体のみに着目するのではなく、要因及び課題の分析を行い、改善に向けて取り組んでいくことが重要です。
- このため、公表に当たっては、単に数値の情報だけでなく、要因及び課題の分析の結果等のより詳細な情報や補足的な情報を公表することも可能であり、『説明欄』を有効活用して、こうした追加的な情報公表を行うことが望ましいものです。
- なお、「女性の活躍推進企業データベース」にはあらかじめ『注釈・説明欄』が設けられています。

えるぼし認定基準（1段階目）の見直し

おすすめ

えるぼし認定（1段階目）の基準を見直し、改善傾向にあることを評価する新たな選択肢を示しました。是非、えるぼし認定（1段階目）の取得にチャレンジしてください。

【現行の基準】

- ①認定基準5項目のうち1～2項目の基準を満たして実績を毎年公表すること
- ②基準を満たさない項目に関する取組の実施状況について毎年公表すること
- ③基準を満たさない項目について2年以上連続して実績が改善していること

【改定後の基準】

- ①②は同じ
- ③基準を満たさない項目について以下に該当すること（引き続き現行の③でも可）
 - (i) 単年度の実績を評価している項目（※）については、
従来の基準（2年以上連続して実績が改善）又は以下のいずれかに該当すること（選択肢を追加）
 - 「A：直近の事業年度までの連続する3事業年度の平均値」、
 - 「B：その前の事業年度までの連続する3事業年度の平均値」及び
 - 「C：その前々年度までの連続する3事業年度の平均値」を比較し、連続して改善していること（A>B>C）
 - (ii) 上記以外の項目については、2年以上連続して実績が改善していること（従来の基準通り）



えるぼしプラス（仮称）認定の創設

おすすめ

えるぼし認定（1・2・3段階目）及びプラチナえるぼしについて、女性の健康支援に関する基準を追加した新しい認定を創設します。

【女性の健康支援に関する認定基準】

※えるぼしプラス（仮称）・プラチナえるぼしプラス（仮称）の全てで、女性の健康支援に関する基準は共通

- ① 「女性の健康上の特性に配慮した休暇制度」及び「女性の健康上の特性への配慮のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、在宅労働等のうちいずれかの制度」を設けていること。（休暇制度は、多様な目的で利用ができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。）
- ② 女性の健康上の特性への配慮に関する方針を示し、①に掲げる制度の内容とともに労働者に周知させるための取組を実施していること
- ③ 女性の健康上の特性への配慮に関する研修その他の女性の健康上の特性への配慮に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること
- ④ 労働者からの女性の健康上の特性への配慮に関する業務を担当する者を選任し、労働者からの女性の健康上の特性に関する相談に応じさせる措置を講ずるとともに、労働者に周知させるための措置を講じていること

正式名称と新しい認定マークのデザインは追って示す予定。令和8年4月1日から申請できます。最新の情報や申請方法は厚生労働省ホームページ「女性活躍推進法特集ページ」でご確認ください。
URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

職場における女性の健康支援

← 望ましい取組

女性の活躍の推進は、女性の健康上の特性に留意して行われるべき旨が法律で明確化されました。併せて、企業の皆さまが、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する際に、職場における女性の健康支援に資する取組を盛り込むことを促進するため、事業主行動計画策定指針を改正しました。

一般事業主行動計画の策定に当たっては、男女の性差を踏まえ、特に**職場における女性の健康上の特性に係る取組**が行われることが望ましいものです。

一方、健康に関しては**プライバシー保護**が特に求められることに留意してください。

なお、性別を問わず使いやすい特別休暇制度の整備及び職場全体の働き方改革等、**女性だけではなく労働者全体を対象として取り組むことも有効**です。

女性の健康上の特性に係る取組の例

○職場におけるヘルスリテラシー向上のための取組

- ・女性の健康上の特性に関する研修会の開催
- ・婦人科検診等の検診受診の重要性を含めた、健康課題に関する啓発冊子の配布や動画の配信等

○休暇制度の充実・柔軟な働き方の実現

- ・生理休暇を取得しやすい環境の整備
- ・女性の健康上の特性に配慮した休暇制度の整備（不調時の休養、治療・通院、検診等の多様な目的で利用することができる休暇制度等）
- ・女性の健康上の特性に配慮した柔軟な働き方を可能とする制度の整備（所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワーク等）

○健康課題を相談しやすい体制づくり

- ・女性の健康上の特性について相談及び対応可能な体制構築（産業医、カウンセラーの配置や外部の相談先の紹介、オンラインによる健康相談）
- ・女性が気軽に利用・相談できるオンラインによる相互交流の場の設置

○その他の取組

- ・婦人科検診の受診に対する支援
- ・妊婦等が利用できる休憩スペースの設置

こうした取組を進めるとともに、前ページで紹介した「えるばしプラス（仮称）」認定の取得にも積極的にチャレンジしてください。

改正女性活躍推進法に関するお問い合わせは 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6269	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

参加
無料

おしごと アドベンチャー！

～未来を見つける大冒険～

in イオンモール津南（3階イオンホール）



2026

対象：小学生、中学生、保護者等

2 / 14

土

10:30～16:00



主催：三重労働局 ハローワーク / 後援：（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構三重支部三重職業能力開発促進センター・ポリテクセンター三重・ポリテクセンター伊勢、三重県立津高等技術学校

セミナー

10:30~11:30

「おこづかいから学ぶお金の話」

大人も子どもも、お金のしきみ・おこづかいの使い方を
楽しく学ぼう！

事前予約

講師：J-FLEC金融経済教育推進機構

事前予約・詳細は

こちらから★

(1/15(木)から予約開始)

みてみよう！
ブースの
詳細等も
わかる♪



見学・体験 12:00~16:00

大人と一緒に参加できるブースもあり。

事前予約・当日予約・予約なしの3パターンがあるよ。
右上コードから詳細の確認や予約申込をしよう！



溶接作業を バーチャルで体験！



点数で勝負！AR溶接機を
使って、溶接技術のレベル
勝負をしよう。

予約なし

主催：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用
支援機構三重支部 三重職業能力開発
促進センター ポリテクセンター三重

パソコンを使って絵を描こう ～C A D体験～

住宅の設計に使う
J w-C A Dを使用して
絵を描こう！



事前予約

主催：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用
支援機構三重支部 三重職業能力開発
促進センター ポリテクセンター伊勢

ミニLEDランタンを作ろう！

点灯パターンのプログラムを
電子部品に書き込んでLED
ランタンを作ろう！ランプ
シェードの製作工程も
学べるよ。



事前予約

主催：三重県立津高等技術学校

介護のお仕事、魅力発見！



介護は相手の気持ちを知ることが大事★車椅子や特別な装具をつけて、おとしよりの感覚を体験しよう。

事前予約

主催：鈴鹿オフィスワーク医療福祉専門学校

津のまちつくる 建設のお仕事

津市の公園や海岸の堤防、橋など、
津のまちづくり100年の「岩田組」が建設のお仕事をご紹介！



予約なし

主催：株式会社 岩田組

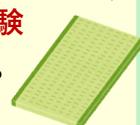
ものづくり実演

日本を代表する、ものづくりの職人さんの仕事を見学しよう！表具や寝具、建具づくり等いろんな仕事があるよ。

予約なし

主催：三重県振興コーナー・全技連マイスター会
三重・一般社団法人三重県技能士会

畳万華鏡（たたみまんげきょう） ・ミニ畳づくり体験



畳をつかって、万華鏡や
ミニ畳を作ってみよう！

当日予約

主催：三重県振興コーナー・全技連マイスター会
三重・一般社団法人三重県技能士会

気象庁のお仕事



簡単な実験や
天気図の解析など
の体験をしよう！

当日予約

主催：津地方気象台

警察のお仕事体験

警察官の制服や手錠などを装備して
「パトロール体験」や「鑑識体験」で
指紋を採取！



事前予約

主催：三重県警察本部

森林・林業・椎茸の原木 栽培の話と菌打ち体験



原木シイタケ栽培の
菌打ちを体験しよう！

事前予約

主催：みえ森づくりサポートセンター

みんなでえらぼう！ おしごとカード体験



「おしごとカード」を使って
お友達などと楽しくお話を
しよう。最後はオリジナル
缶バッヂを作ろう。

予約なし

主催：ハローワーク津

適職診断・缶バッヂ を作ろう！

職業イラストカードを
めくって、将来わくわく
する仕事を見つけよう！
缶バッヂも作れるよ。

当日予約

主催：三重労働局



各ブースの詳細や 予約申込はこちら

ブースによって予約の有無が異なります。
詳細等ご確認いただきご参加ください。



【イベント会場】

イオンモール津南
(3階イオンホール)



津市高茶屋小森町145番地

三重産業保健総合支援センターからのお知らせ

三重産業保健総合支援センターでは、企業における労働衛生・産業保健活動の推進を支援するため、以下のサービスを無料で提供しています。

企業で産業保健活動等を推進することは、『ワークエンゲージメント』を高揚させ、労働者に『安心感』を与えることで、生産性の向上や離職率低下につながります。



また、令和8年度は、労働衛生・産業保健関係の法改正が予定されています。その対応のためにも、当センターをご活用ください。

【当センターで実施する支援の概要】

《メンタルヘルス・ハラスメント対策に関する対応例》

- i メンタルヘルス対策の取り組み方に関する個別訪問支援
- ii ストレスチェック実施体制整備に関する支援
(全ての事業場でストレスチェックの実施が義務化される予定です。)
- iii 管理者向けラインケア・従業員向けセルフケア教育の実施(新入社員研修にオススメ)
- iv ハラスメント予防研修の実施(新入社員研修にオススメ)
(令和8年10月に、カスハラ・就活セクハラ対策を講じることが義務化される予定です。)



《労働衛生活動に関する対応例》

- i 労働衛生工学担当相談員を派遣し、事業場内の化学物質管理や保護具選定に関する助言
- ii 管理者や作業者へのリスクアセスメントを含めた化学物質管理等に関する研修実施
- iii 管理者や作業者へ熱中症予防研修実施



《高年齢労働者の労働災害防止対策の対応例》※令和8年4月1日から努力義務化されます！

- i 行動災害や高年齢労働者の労働災害防止の専門家による職場巡回や職場環境チェック
(作業姿勢や動線の確認と改善提案・高年齢労働者に配慮した作業環境の改善提案等)
- ii 管理者や従業員向け研修の実施
(例:「高齢化に伴う体力づくり」、「職場でできる簡単なストレッチ体操」等)



《治療と仕事の両立支援対策に関する対応例》※令和8年4月1日から努力義務化されます！

- i 両立支援(制度設計や労働者(患者)への対応方法等)に関する相談への対応
- ii 両立支援制度導入を考える企業を訪問し、制度導入をサポート
- iii 国が定める両立支援ガイドラインに関するセミナーや管理者向け教育の実施
- iv 企業と労働者(患者)の間における個別の調整支援



上記以外でも、対応可能なサービスもありますので、職場における労働衛生対策や産業保健関係で悩み事や困りごとがあれば、是非、ご相談ください。

【地域産業保健センターのご案内】

当センターは、県内8か所に地域産業保健センターを設置しており、産業医選任義務のない労働者50人未満の小規模事業場を対象として、以下のサービスを無料で提供しています。

地域産業保健センターの所在地、担当地域、開設日等については、当センターHPをご確認ください。

《地域産業保健センターの支援例》

- i 健康診断結果についての医師からの意見聴取(労働安全衛生法第66条の4)
- ii 高ストレス者や長時間労働者に対する医師の面接指導(労働安全衛生法第66条の8、10等)
- iii 保健師による個別訪問
◆健康相談 ◆保健指導 ◆職場巡回及び職場環境改善支援 ◆治療と仕事の両立支援 等

【産業保健関係者に対する専門的研修】

当センターでは、産業医、産業保健スタッフ（保健師、看護師、衛生管理者、安全衛生担当者、人事労務担当者等）を対象として、産業保健や安全衛生に関する様々なテーマの研修を実施しています。

研修は、「産業医向け」、「産業保健スタッフ向け」に区分していますが、どの研修も職種に関係なく受講できます

『2月・3月の主な研修予定』（○：産業医向け、●：産業保健スタッフ向け）

- 2月12日（木）14:30～16:30
「災害事例とその対策による化学物質管理の推進」
- 2月18日（水）14:00～16:00
「産業保健スタッフによる職場巡視のポイント」
- 2月19日（木）14:30～16:30
「メンタルヘルスと職場の安全配慮義務」
- 2月25日（水）14:00～16:00【オンライン】
「知っておきたい相談面接の基本」
- 2月27日（金）14:30～16:30
「今後予想される石綿による健康障害と産業医に求められる対応」
- 3月4日（水）14:30～16:30
「エゴグラム検査のパワハラ問題への適用を考える」
- 3月9日（月）14:30～16:30
「健康診断と事後措置」



- ※ 申込は当センターHPからお願いします。
- ※ 申込締切は、研修会当日の5日前までです。
- ※ 木曜日は、三重県医師会行事との重複が多く、駐車場が満車となる場合があります。

『勤務間インターバル制度導入に係る研修動画を放映しています！』

勤務間インターバル制度は、勤務と勤務の間に、一定の休息期間を設けるもので、労働者の生活時間や睡眠時間を確保するものであり、労働者の健康確保の観点から、非常に効果的であると考えられます。

当センターでは、企業における制度導入を推進するために、産業保健研修会前に、制度導入のメリットや仕組みづくりに関する研修動画を放映しています。（動画視聴のみの研修受付は行っておりません。）

放映期間：令和8年3月31日までに実施する当センター主催の産業保健研修会

放映時間：14:00 開始の研修会の場合は、13:40～13:55

14:30 開始の研修会の場合は、14:10～14:25



【メールマガジン配信サービス】

当センターでは、利用者の皆様に産業保健に関する旬な情報をお届けするため、毎月1回、「三重産保メルマガ」を定期配信しています。

当メルマガでは、日本医師会認定産業医研修会及び産業保健スタッフ向け研修会お案内、産業保健に関する最新情報、イベント案内、労働行政からのお知らせなど、利用者の皆様にお役立ていただける内容としています。配信をご希望の方は、当センターHPから申し込みをお願いいたします。

● メルマガ登録特典

当センター主催の産業保健研修会は、お一人様、月1回までとする回数制限を設けていますが、メルマガ登録の方は、月2回の研修受講を可能としています。

毎月、メルマガにパスワードを記載しておりますので、特典を利用される方は、研修申込時に、パスワードを入力してください。